

繊維産業等の魅力PRイベント実施業務 提案要領

1 業務の名称

繊維産業等の魅力PRイベント実施業務

2 業務の趣旨・目的

国内屈指の繊維産地として知られている群馬県では、老舗工場によるファクトリーブランドの立ち上げや、繊維企業と協業するため県外からクリエイターが移住してくるなど、様々な新しい動きが始まっている。

こうしたファクトリーブランド等を一堂に集めたイベントを開催し、繊維産業をはじめとした地場産業の先進的な取組や魅力を、多くの方にPRする。

3 業務の内容

繊維産業等の魅力PRイベントに係る業務全般（詳細は「仕様書」のとおり）

4 予算額

10,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・応募に要する経費は含みませんので、自己負担となります。
- ・消費税及び地方消費税の税率は10%として積算してください。
- ・採用された事業者におかれましては、採用された企画提案に基づき、業務内容を協議・調整のうえ、再度見積もりをお願いします。

5 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

6 応募資格

次の要件を全て満たすものとします。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・暴力団又は暴力団員でないこと
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- ・本委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有している者であること

7 スケジュール

(1) 質問受付期間

令和7年6月13日（金）午後5時まで ※詳細は、下記8のとおり

(2) 参加申し込み

令和7年6月13日（金）午後5時 必着 ※詳細は、下記9のとおり

(3) 企画提案書提出期限

令和7年6月18日（水）午後5時必着 ※詳細は、下記10のとおり

(4) 審査期間

令和7年6月19日（木）～25日（水） ※詳細は、下記11のとおり

(5) 結果発表

令和7年6月26日（木）頃

8 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から質問を受け付けます。

(1) 受付期間

令和7年6月13日（金）午後5時まで

(2) 質問様式

質問書（様式1）による。

(3) 質問方法

E-mail

※ 件名を「繊維産業等の魅力PRイベント 質問事項」としてください。

※質問書を提出した際は、下記10（4）に必ず電話連絡をお願いします。

(4) 提出先

群馬県産業経済部地域企業支援課ものづくりイノベーション室 地場産業係

9 参加申し込み

企画提案への参加を希望する事業者は「参加申込書（様式2）」を提出してください。

(1) 提出期限

令和7年6月13日（金）午後5時 必着

(2) 提出方法

E-mail

※参加申込書を提出した際は、下記10（4）に必ず電話連絡をお願いします。

(3) 提出先

下記10（4）に同じ

10 応募の手続き等

応募する場合には、次のとおり書類及び電子データを提出してください。

(1) 提出書類（ア、ク、ケは1部、イ～キは各3部）

ア 企画提案書表紙（様式3）

イ 企画提案書本体（様式自由）

ウ 業務実施体制表（様式4）

エ 費用見積書（任意様式）

※宛名は「群馬県知事山本一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記してください。

オ 法人登記簿謄本〔3カ月以内に発行されたもの。コピー可〕

カ 決算書〔直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分）〕

キ 会社概要（パンフレット等）

ク 誓約書〔群馬県暴力団排除条例第7条関係〕（様式5）

ケ 消費税の「課税事業者届出書」又は「免税事業者届出書」（様式6）

※令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間において、消費税法上の課税事業者にあたる場合は「課税事業者届出書」を、免税事業者にあたる場合は「免税事業者届出書」を、それぞれ一部提出すること。

（2）提出方法

- ・書類：持参又は郵送
- ・電子データ：E-mail（5MBを超える場合は、県のファイル共有システムを案内しますのでご連絡ください。また、zip ファイルやファイル転送サービスは受け取れませんのでご注意ください。）

（3）提出期限

令和7年6月18日（水）午後5時必着

（4）提出先

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 12階

群馬県産業経済部地域企業支援課ものづくりイノベーション室 地場産業係

電話：027-226-3358 E-mail：jibasan@pref.gunma.lg.jp

（5）提出書類の取扱い

- ・提出された書類は返却しません。
- ・当該書類は本事業の委託先選定の審査以外の目的には使用しません。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。

（6）その他注意事項

- ・書類の作成・提出等に要する経費は、提案者の負担とします。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡をいただくとともに、その旨書面にて提出願います。

1.1 審査

提出された書類に基づき、以下の項目を審査し、委託の優先交渉者を決定します。

なお、審査結果は、6月下旬頃に応募者すべてに通知します。

（審査基準）

- ・趣旨、目的の理解に関すること（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- ・企画提案内容に関すること（企画力、実現性・具体性、オリジナリティ、表現方法）
- ・実施体制等に関すること（業務遂行能力、業務への熱意・意欲、事業実績）
- ・積算に関すること（見積金額の妥当性）
- ・総合評価（全体的な整合性）

1 2 契約

- ・上記 1 1 において選定された者を、事業の委託契約候補者とします。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるのではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、県との交渉で決定します。
- ・優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・委託により作成された成果品に関する全ての権利（著作権法第 2 7 条及び第 2 8 条に定める権利を含む）は、群馬県に帰属します。